

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰 代

広島県公安委員会規則第4号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(生年月日の確認方法) 第11条 条例第9条第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から運転免許証その他の生年月日を証する書類の提示を受けて、その者の生年月日を確認する方法とする。	(生年月日の確認方法) 第11条 条例第9条第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から運転免許証、 <u>国民健康保険被保険者証</u> その他の生年月日を証する書類の提示を受けて、その者の生年月日を確認する方法とする。

附 則

この公安委員会規則は、令和7年3月24日から施行する。